

西東京市入札等監視委員会審議報告書

令和3年10月

西東京市入札等監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員会委員	1
3	契約・入札参加資格者の状況	1
	(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額	1
	(2) 入札参加資格者数（工事）	2
4	審議経過	2
	(1) 委員会の開催状況	2
	(2) 審議内容・件数	2
	① 入札及び契約手続の運用状況	2
	② 落札率	3
5	委員会の主要な審議内容及び意見	3
	① 競争性の確保について	3
	② 最低制限価格について	4
	③ 総合評価方式について	5
	④ 入札不調について	7
6	その他報告事項	8
	① 指名停止について	8
	② 西東京市優秀工事表彰について	8
7	終わりに	9

1 はじめに

西東京市入札等監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第17条に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第1項第2号（入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること）に基づき、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、平成15年度に設置されたものである。

西東京市が発注する工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、競争参加資格の設定、入札に係る指名の経緯及び入札経過等に関して審議を行っている。

今般、任期の満了を迎えるに当たり、平成31年（令和元年）度及び令和2年度の入札・契約等に関し意見を取りまとめて整理し、その結果を市長に報告するものである。

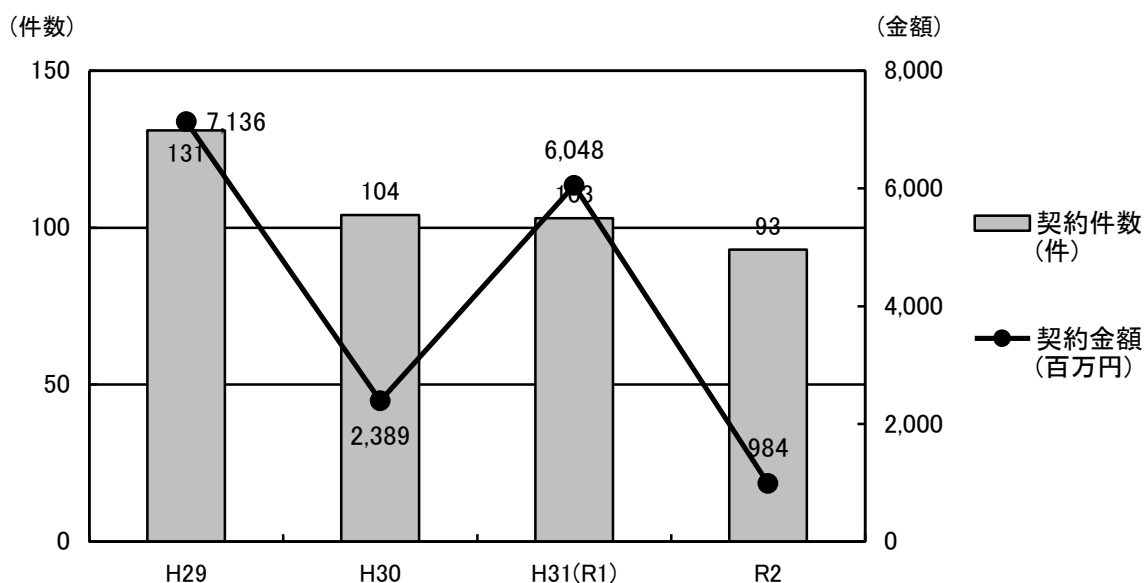
2 委員会委員

本委員会の委員は、任期が2年、大学教授、弁護士、公認会計士の学識経験者で構成され、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次のとおりである。

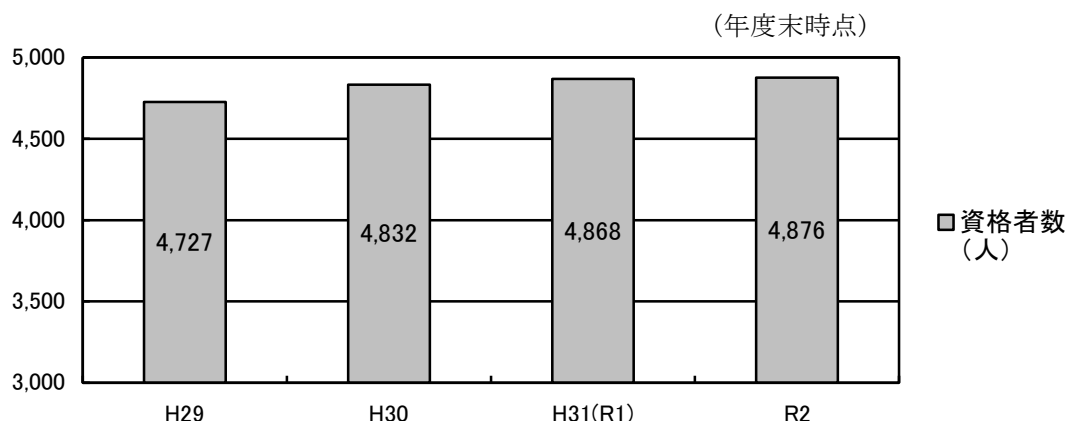
委員長	川上 俊宏	(弁護士)
委員長代理	岡本 三彦	(大学教授)
委員	中村 元彦	(公認会計士)

3 契約・入札参加資格者の状況

(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額 ※事業担当課契約を除く



(2) 入札参加資格者数（工事） ※設計・測量を含む



4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年度	開催日	審議対象期間
平成31年(令和元年)度	令和元年8月14日	令和元年5月8日～6月30日
	令和元年11月1日	〃 7月1日～9月30日
	令和2年2月17日	〃 10月1日～12月31日
令和2年度	★令和2年6月25日	令和2年1月1日～3月31日
	令和2年8月13日	〃 4月1日～6月30日
	令和2年11月13日	〃 7月1日～9月30日
	令和3年2月15日	〃 10月1日～12月31日
令和3年度	令和3年5月21日	令和3年1月1日～3月31日

※ 本委員会については非公開とし、各会について議事概要を公開している。

★ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、メール開催とした。

(2) 審議内容・件数

① 入札及び契約手続の運用状況

入札方法	審議件数	建築工事	土木工事	設備工事
制限付一般競争入札	3(4)	1(1)	1(1)	1(2)
工事希望制指名競争入札 [うち総合評価方式試行]	20(50) [4(4)]	5(14) [1(1)]	10(22) [2(2)]	5(14) [1(1)]
指名競争入札	13(65)	5(21)	4(10)	4(34)
随意契約	13(29)	0(2)	4(6)	9(21)
合計	49(148)	11(38)	19(39)	19(71)

()内は審査抽出対象数

※ 審議案件の抽出は、四半期ごとの入札方式別に原則として契約金額の高額な案件から2件とし、総合評価方式については全件とした。

※ 平成31年(令和元年)度第1四半期については、5月7日契約分までを前年度に審議済み。

※ 審議抽出対象は、単価契約を除く予定価格が130万円を超える工事案件とした。

② 落札率

年 度	工 事 種 別		
	土 木	建 築	設 備
平成31年（令和元年）度	96.1%	97.9%	94.2%
令和2年度	94.2%	98.0%	94.6%

案件ごとの合計値を契約件数で除した平均値

※ 審議抽出対象全件及び年度推移について報告を受け審議した。

5 委員会の主要な審議内容及び意見

委員会の入札契約制度に関する主要な内容について、次のとおり主な意見を抽出し、今後の課題等として報告をまとめる。

① 競争性の確保について

指名競争入札は、発注者が資力、信用その他について適当と認める業者について、案件の規模に応じた業者数を選定、指名し、入札により競争させ、契約の相手方を決定する方法であり、競争性の確保が不可欠となる。西東京市の工事における指名競争入札については、西東京市指名競争入札指名基準に基づき、指名業者選定委員会及び契約担当者が業者の選定を行った後、適正な入札が行われている。

また、随意契約については、前述のとおり契約においては競争が前提であることから、その例外であることを認識したうえで法の規定に基づいた業者の選定及び契約の締結を行っている。

[主な意見]

- ・ 辞退や不参加を繰り返す業者に何らかのペナルティーを考える余地もあるのではないか。
- ・ 市内業者育成の目的があることは理解できるが、競争性の確保のためには案件に応じて市外業者も選定に含めるべきと考える。
- ・ 西東京市指名基準による指名業者数おおむね 10 者に該当する案件について、10 者にこだわらず、競争性が確保される業者数を選定されたい。
- ・ 仕様を詳細に定めることで、業者が辞退や不参加となっかえて競争性や透明性を欠いてしまう場合もある。契約内容によってプロポーザル等を利用し、業者からの提案を取り入れるなど、多様な方法を試されたい。
- ・ 施工可能業者が落札業者のみと思われるような案件については、特命随意契約で行う判断も考えられるのではないか。
- ・ 随意契約については、他自治体より厳格に対応している印象がある。
- ・ 一度契約してしまうとその後他メーカーの対応が難しくなる案件において特命随意契約となるのはやむを得ないが、相手の言い値になることを避けるために他自治体等での同種工事の実績を参考にするなどの方法で、適正価格での契約を行う必要がある。また、どこかのタイミングで他者への移行も検討する必要がある。

【市への要望事項等】

指名競争入札は、各自治体において地域経済の発展、自治体内業者の保護育成等の観点から、基準等により地元業者に対して優遇して指名を行う規定を設けている。西東京市においても市内業者に対して同様の規定があり指名を行っている。しかし、その結果として辞退の多発や不調というケースが多く生じると、競争性の確保とともに、その措置のあり方について問題となってくる。

このことを踏まえ西東京市では、業者選定について、各案件の性質や入札時期、他の類似案件の入札状況等を勘案し、柔軟に行ってはいるが、選定に市外業者も含めるなどさらなる競争を促すことを望む。また、指名方法以外にも、仕様の内容をより多くの業者が参加可能なものにする、また高度な専門性を要するなど価格競争に適さないものについてはプロポーザル等により競争を行うなど、多角的に競争性を高める方策を期待したい。

また、随意契約については概ね適切な判断のもと運用されているとみるが、適正価格の把握や、特命随意契約となるそもそもの理由の再検証を行うなど、業者間による競争を行わない分、より適切な運用を続けていく必要がある。

② 最低制限価格について

最低制限価格制度は、公共工事の品質確保、ダンピング対策を目的とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する制度である。西東京市においては、中央公共工事契約制度運営連絡協議会による算式を参考に、現在では次のとおり算定している。

$$\left(\begin{array}{l} \text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 110/100 \\ \text{(ただし、予定価格の } 9/10 \text{ から } 7/10 \text{ の範囲内)} \\ \text{※特別なものについては、} 9/10 \text{ から } 7/10 \text{ の範囲内で別に定めることができる。} \end{array} \right)$$

[主な意見]

- ・ 最低制限価格について、案件の性質から費用を落とすことが必ずしも品質の低下につながらないと考えられるものについては、通常の場合より下げる算定方法も考えられないか。
- ・ 建設業界からの要請等、最低制限価格を引き上げる流れもある中、最低制限価格を下回っても一定の範囲内であれば一律に入札を無効にするのではなく、その金額による履行が可能なかどうかを調査や確認する等の対応により有効とする方法の検討も必要ではないか。
- ・ 最低制限価格を数者が下回った場合には、例外的に調査を行い、別途対応を検討する等の扱いも必要ではないか。

【市への要望事項等】

本制度については西東京市が参考としている中央公共工事契約制度運営連絡協議会の数式の変更に伴い必要に応じて制度改正を行っているところである。近年は最低制限価格を引き上げる傾向にあり、予定価格との差が狭まることを踏まえると、複数者が最低制限価格を下回ったり、またわずかに最低制限価格を下回る程度だった場合などは、事務量や人員体制、契約時期などの問題はあるだろうが、一律に価格のみではなく、状況に応じた対応も可能となるような制度を検討してはどうか。

③ 総合評価方式について

総合評価方式は、優良な社会資本の整備、ダンピング防止・安定的な品質確保・不良不適格業者の排除、建設業者の育成等の多様なメリットがあるとされている。

西東京市においては、「施工能力審査型（特別簡易型）」にて平成23年度より試行実施しており、以後、数度の見直しを経て現在に至っている。

最終の見直しである平成31年4月以降、平成31年（令和元年）度は4件の入札を実施したが、令和2年度は予定していた3件の入札のうち2件がコロナ禍により工期の確保が難しくなったことから中止となり、十分な検証が行えなかった。

採用された価格以外の評価点（施工能力評価点）の一覧表

評価項目【必須・選択の別】		評価基準	評価点	配点
企業の技術力	①同種工事の 工事成績点の平均 【必須】	85点以上	9点	9点
		83点・84点	8点	
		80点～82点	7点	
		78点・79点	6点	
		75点～77点	5点	
		73点・74点	4点	
		70点～72点	3点	
		65点～69点	2点	
		60点～64点	1点	
		55点～59点又は該当なし	0点	
	54点以下	-2点		
	②同種工事の実績 【必須】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点	
上記以外		0点		
③不良工事等の有無 【必須】	なし	0点	0点	
	あり	-2点		
④優良工事実績 【必須】	実績あり	1点	1点	
	実績なし	0点		
配置予定技術者の能力	⑤保有資格 【必須】	1級技術者	2点	2点
		2級技術者	1点	
		その他の技術者	0点	
	⑥施工実績	85点以上	4点	4点

		【選択】	75点～84点	3点	
			70点～74点	2点	
			65点～69点	1点	
			55点～64点又は該当なし	0点	
			54点以下	-2点	
	現場代理人の能力	⑦現場実績【選択】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点
			本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点	
			上記以外	0点	
	技術者の育成・確保	⑧若手技術者(35歳以下)の配置【必須】	配置している	1点	1点
			配置していない	0点	
企業の信頼性・社会性	地域精通	⑨営業所の所在地【必須】	市内業者として継続的に営業	2点	2点
			準市内業者として継続的に営業	1点	
			上記以外	0点	
	地域貢献	⑩災害応急復旧工事の協定及び建設機械の保有状況【選択】	協定あり、かつ、建設機械を保有	2点	2点
			協定あり	1点	
			協定なし	0点	
		⑪緊急工事等の単価契約実績【選択】	実績あり	1点	1点
			実績なし	0点	
		⑫西東京市消防団員の雇用実績【選択】	実績あり	1点	1点
	実績なし		0点		
	⑬市内事業者の活用【選択】	下請負人に市内事業者を活用予定	1点	1点	
		活用予定なし	0点		
	環境配慮	⑭環境マネジメントシステムの取得【選択】	取得している	1点	1点
			取得していない	0点	
	労働福祉	⑮建設業退職金共済制度等【必須】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑯法定外労働災害補償制度【選択】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑰社会保険等の加入状況【必須】	加入している	0点	0点
			加入していない(適用除外を除く)	-2点	
⑱労務単価【選択】	2省協定労務単価の90%以上	1点	1点		
	上記以外	0点			
社会貢献	⑲高齢者の雇用状況【選択】	65歳以上。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	⑳障害者の雇用状況【選択】	雇用実績あり。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	㉑男女平等参画の推進【選択】	制度あり	1点	1点	
		制度なし	0点		

[主な意見]

- ・ 総合評価制度にもかかわらず、辞退が多かったり、価格で落札業者が決してしまうことがほとんどであり、対応が必要と考える。
- ・ 依然として入札額が安価な業者が落札してはいるが、以前よりも安価な業者が有利な印象は薄くなってきている。
- ・ 建設キャリアアップシステムの導入について、総合評価制度の加点項目への追

加への検討が求められているということだが、入札参加の意欲に繋がるかどうかは疑問。同システムが一定普及している状況で市もそれを後押しするために加点項目に加えるというのであれば別だが、西東京市が先駆的に同システムの普及を推進していることを踏まえれば、現状では情報収集をしつつ、拙速に行う必要はないと考える。

【市への要望事項等】

本制度については、平成23年度の試行開始から一定期間が経過しており、相応の結論が必要な時期となっていると思われる。しかしここ2年においては、予定価格を下回る業者が1者のみで総合評価点による競争に至らないケースや、コロナ禍による案件そのものの中止など、試行による有意なデータが得られない状況が続いている。引き続き試行を重ね、制度の検証に耐えうるデータを蓄積する必要がある。

また、本施行に向けては総合評価点による競争を促すべく、価格以外の評価点において入札に意欲を持たせる枠組みが必要である一方、価格以外の評価点により最低額による入札者を逆転しうることから、評価項目及び配点については、制度の趣旨を鑑み慎重に精査を行い、検討されたい。

④ 入札不調について

平成30年度までと比較し、平成31年（令和元年）度、令和2年度は入札不調が増加している。原因としては入札時期や昨今の社会経済情勢による影響などが考えられるが、入札不調については、再入札による工期短縮に伴う受注業者の負担増や、市事業への影響、事務負担の増加等が懸念されることから、不調案件ごとの分析を行い、今後に向けての対応を検討することで件数を減らす必要がある。この間の試みとして、ゼロ債務負担行為（※）による不調案件の再入札を行うなどの対策を行った。

（※）前年度中に契約初年度に支出を要しない債務負担行為を設定すること。前年度中に入札、契約手続きを行うことで、早期の準備、資材の調達、翌年度早々の工事着工が可能となる。

[主な意見]

- ・ 指名においては市内業者に加え、積極的に市外業者の指名も取り入れるべき。特に市内業者のみを選定した入札での不調後に再入札を設定する場合には、市外業者も指名して競争性を上げることで落札に繋がると考える。
- ・ 案件によっては前払金等の額の上限が低くなり、当初負担が大きくなることで入札しづらくなることもあるのではないかな。
- ・ 不調となった場合の8号随契の交渉の際に、最低制限価格を下回った業者を対象にすることも考えていいのではないかな。
- ・ ゼロ債務負担行為の活用は、受注を促す効果があったとみられる。特に不調案件については、再入札を受注意欲に差が出る時期に行うことに意味があり、さらには入札金額にも反映されると思われる。

【市への要望事項等】

入札不調については、社会情勢や業者の受注状況による影響も大きい。西東京市では、ゼロ債務負担行為の活用や、入札時期の平準化を踏まえた年間スケジュールを構築するなどの対応を取っている。平成31年（令和元年）度のゼロ債務負担行為の案件は不調案件の再入札での実施だったが、希望申請者数、応札者数にも明らかな効果が認められ、落札率にも効果が見られた。

他にも業者が入札参加しやすくなるような制度の整備、不調時の随意契約の交渉相手の範囲の拡大、状況に応じた柔軟な業者選定や設計積算など検討の余地はあると思われることから、その都度適切な対応をされたい。

6 その他報告事項

① 指名停止について

指名停止については、契約の相手方として不適当な者を排除し、指名の公正と契約の確実な履行を確保するため、西東京市指名停止基準に基づき措置を講じている。

指名停止の運用状況

指名停止理由	件数
贈 賄	0
独占禁止法違反	12
違法行為・社会的信用失墜等	5
合 計	17

※ 指名停止の措置状況について、全件の報告を受けた。

【意見】

指名停止については、市独自の基準に従い適正に運用されている。厳格な姿勢で臨んでいることを示すためにも、今後も不正防止等には厳しい対応を望むものである。

② 西東京市優秀工事表彰について

西東京市優秀工事表彰については、市が発注した工事を優秀な成績で施工し、他の模範となる受注者及び技術者を表彰することにより、受注者の施工意欲を喚起するとともに、工事の品質及び適正な施工の確保を図るため、平成25年度に完成した工事から適用されている。

年度	工 事 件 名	受 注 者 名
令和元年度	西東京都市計画道路3・4・21号線道路築造工事（3工区）	丸義建設（株）
	市道118号線電線共同溝整備工事（2工区）	丸義建設（株）
	芝久保町四丁目地内雨水対策工事	大春建設（株）
	上向台小学校校舎外装大規模改造工事（第二期）	瀬間工業（株）

令和2年度	田無庁舎防火設備・執務室等改修工事	大春建設（株）
	東伏見小学校給食室換気設備改修工事	三慶工業（株）
	西東京都市計画道路3・4・9号線築造関連污水枝 管理設工事（第1工区）	丸義建設（株）
	市道118号線道路築造工事（2工区）	奥山建設（株）
	住吉町一丁目地内ほか1箇所雨水対策工事	奥山建設（株）

【意見】

西東京市優秀工事表彰については、工事の施工状況について、正当な評価が行われることにより、受注者及び技術者において、施工の質を向上させようとする意欲が働くこと、また、市ホームページに掲載することにより知名度等が広がることから考えられる。今後、インセンティブが適切に機能することにより、他の業者に対して当該制度の目的である施工意欲の喚起等の効果がもたらされ、公共工事の品質向上や建設業者の育成に繋がることを期待する。

なお、工事成績点の評定結果は、優秀工事を表彰するほか、総合評価方式の企業の施工能力の評定点に影響する重要な要素となるため、市監督員及び検査員は、公正性と公平性を十分認識のうえ、客観的かつ継続的に評定を実施されるよう望む。

7 終わりに

以上のように本委員会では、平成31年（令和元年）度及び令和2年度の2か年度の入札、契約手続等について審議を行ってきた。建設業界の現況としては、労働者の高齢化が進む中、若者の入職を促すべく職場における労働者の待遇や環境の改善が訴えられており、自治体においても様々な取組が行われている。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、これまでの対応に感染症対策も加わる中、公契約においても国の通知により柔軟に特命随意契約や契約変更等の対応を行うよう要請等があり、各自治体において対応が行われているところである。

このような状況において西東京市では総合評価方式における制度の見直し検討や、入札不調における対応等について、必要となる措置を講じてきた。公共工事については、その手続きにおいて競争性、公平性及び透明性を常に留意しながら、安価で良質な施工を求めるべく入札・契約を執行する必要がある。一方で、受注業者において適切な入札や施工が確保できる制度の確立や、総合評価制度等の適切な運用により、より質の高いサービスの提供を期待するなど、さらなる市民サービスへと還元させていくことも求められる。これらのことを踏まえ、今後も社会情勢等に柔軟に対応できる入札・契約制度の構築を図られたい。